空き店舗活用事業補助金　Ｑ＆Ａ

★「Ｑ＆Ａ」に記載のないものについては、苫小牧市商業振興課へお問い合せください。

【空き店舗について】

Ｑ１－１　どのような空き店舗が対象になりますか。

Ａ１－１　道路に面する空き店舗であれば、階層の指定はなく対象となります。
ただし、大型店（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が1000㎡を超える店舗）の空きフロアーは対象外となります。

Ｑ１－２　「道路に面する空き店舗」とは、どのような店舗ですか。

Ａ１－２　車道（車両が通ることができる道）に面する空き店舗となります。

Ｑ１－３　前入居者の撤去後、すぐに入居した場合は補助対象になりますか。
例：4月1日まで前入居者がいて、4月2日から新たに入居した場合は。

Ａ１－３　入居期間（契約期間）が被っていなければ対象となります。

Ｑ１－４　空き店舗であることはどうやって証明するのですか。

Ａ１－４　市の担当者による現地確認、賃貸借契約書の確認や、空き店舗所有者の方からの聞き取りなどで確認させていただきます。

【補助対象事業について】

Q2－1　どのような業種が対象となりますか？

A2－1　日本標準産業分類に掲げる小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業の業種が主な業種になります。
上記のほか「健全で集客を促進できる効果が期待できる業種」の例としては、

- 小売業
  各種食料品小売業、菓子小売業、書籍・雑誌小売業、楽器小売業、花・植木小売業、スポーツ用品小売業など
- 飲食サービス業
  食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、パン屋など

・生活関連サービス業
　理容業、美容業、フィットネスクラブなど
・その他の業種として、
　学習塾、ヨガスタジオ、ダンススクール、料理教室など
　あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師など　となります。

記載のある業種以外にも様々な業種がありますので「商業振興課」までご相談ください。
また、事務所や倉庫など、賑わいの創出にそぐわない店舗の運用が主な場合は申請対象外となりますのでご注意ください。

Q2−2　苫小牧市外の法人、個人が苫小牧市の空き店舗を借りて事業を行う場合、申請できますか。

A2−2　空き店舗要件、補助対象事業要件、補助対象者要件を満たすものであれば申請可能です。

Q2−3　フランチャイズチェーン店は申請可能ですか。

A2−3　空き店舗要件、補助対象事業要件、補助対象者要件を満たすものであれば申請可能です。

Q2−4　すでに商店街に加入して営業していますが、店舗を移転し別の商店街に加入した場合、申請は可能ですか。

A2−4　過去に本補助事業を活用されていない方は、別の商店街への加入を伴う移転開業は申請の対象となります。

【補助対象者について】

Q3−1　「納期の到来した全ての市税を完納している者」とありますが、市税とは何を指していますか？

A3−1　市民税、国保税、軽自動車税など、苫小牧市が賦課する全ての税を指します。
申請時確認したうえで、未納がある場合は対象とならない場合があります。

Q3−2　「1週間に昼間の営業が概ね5日以上できる者」とありますが、具体的にどのような営業時間を指しますか。

A3−2　日中の時間帯に3時間以上の営業をしていることが望ましいです。
「夕方からの営業のみ」や「夜間のみ」の形態は対象外となりますのでご注意ください。詳しいことは「商業振興課」までお問い合わせください。

Q3−3　「商店街振興組合等に加入しているもの」とありますが、どの商店街組織に加入すればよいですか？

A3−3　まずは店舗が所在するエリアの商店街にご相談いただくのがよいかと思いますが、各商店街組織の活動内容等はそれぞれで異なります。どの商店街に相談すればいいかわからない時は「商業振興課」にご相談ください。また、市内商店街の一覧は市HPにも掲載していますので、参考にしてください。

Q3−4　「空き店舗所有者と２親等以内の親族又は生計を一にする者でないこと」とありますが、どうやって確認するのですか。

A3−4　申請書の確認事項にチェック欄がありますので、ご確認し、☑でチェックしてください。申請後、口頭での確認や、店舗所有者に苫小牧市のほうから連絡し確認させていただきます。

Q3−5　過去にこの補助金の交付を受けた場合は、申請できますか。

A3−5　申請できません。

【補助対象経費について】

Q4−1　いつまでが申請期限となりますか。

A4−1　「店舗賃借料」の場合、事業開始後1年以内となります。事業開始後とは、その空き店舗で事業を開始した日を指します。
「店舗移転改装費」の場合、移転および改装工事着手前となります。

Q4−2　「店舗賃借料」の場合、年度の途中で申請し交付決定した場合、補助金は申請した年度の年度末まで支給されるのですか。

A4−2　交付決定してから最大12か月の支給となります。

【申請書類について】

Q５－１　申請に必要な書類はなんですか。また申請後どのような流れとなりますか。

Ａ５－１　申請の流れ（例）

家　賃　補　助

申請書一式提出

①補助金交付申請書（様式第１号）
②事業計画書
③誓約書兼同意書
④店舗賃貸借契約書（写）
⑤履歴事項全部証明書又は開業届 出書
　又は確定申告書（写）
⑥補助対象者推薦書
⑦通帳（写）

↓

交付決定

①指令書送付（市→申請者）

↓

8月、12月、4月の年3回の支給

補助金交付関係書類提出

①実施状況報告書（様式第７号）
②店舗賃借料の領収書又は支払を証明
　できる書類の写し
③請求書（様式第８号）

↓

補助金交付（年3回）

↓

すべての補助金の支払い後

実績報告書（様式第11号）提出

↓

実績報告書の提出より１年後

営業継続報告書（様式第12号）提出

移　転　改　装　費

申請書一式提出

①～⑦までの家賃補助と同じ書類
⑧店舗移転改装費収支予算書（様式第５号）
⑨店舗移転改装費に係る見積書
⑩店舗移転改装前の写真（外観を含む）

↓

交付決定

①指令書送付（市→申請者）

↓

工事期間

↓

工事完了後

補助金交付関係書類提出

①実施状況報告書（様式第７号）
②収支決算書（様式第９号）
③店舗移転改装費に係る領収書又は支払を証明
　できる書類の写し
④店舗移転改装後の写真（外観を含む。）
⑤請求書（様式第８号）
⑥実績報告書（様式第11号）

↓

補助金交付

↓

実績報告書の提出より１年後

営業継続報告書（様式第12号）提出